

附則様式第 5 (附則第 3 条関係) (平10商登令87・令元経登令1・令元経

産令17・一部改正)

- 【書類名】 商標更新登録料納付書
- 【提出日】 令和 年 月 日)
- 【あて先】 特許庁長官 殿
- 【出願番号】
- 【商標登録番号】
- 【更新登録出願人】
- 【氏名又は名称】
- 【納付者】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】

④ 又は 識別ラベル

【納付の表示】)

【登録料の表示】

【子納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番 (横21cm、縦29.7cm) の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に 6 cm、左右及び下に各々 2 cm をとるものとし、原則としてその左右については各々 2.3cm を超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも 4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大ききさで、タイズ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないうように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない (欄名の前後に「【】及び「】」を用いるときを除く。)
- 5 「【出願番号】」の欄には、「平成何年商標更新登録願第何号」のように商標権存続期間更新登録出願の番号を記載する。
- 6 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。

- 7 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 9 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」の次に「【電話番号】」の欄を設けて納付者の有する電話番号又はフランクシマリの番号をなるべく記載する。
- 10 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 11 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 12 「【更新登録出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

⑩ 又は 識別ラベル

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

⑩ 又は 識別ラベル

- 13 「【【納付の表示】】」の欄には、商標法第41条の2第2項の規定により登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。

- 14 「【登録料の表示】」の欄の「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる登録料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。